

令和5年度 家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託
受託候補者選定基準

1. 目的

この基準は、令和5年度 家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託の受託候補者を選定するために行う評価について、必要事項を定める。

2. 審査方法

令和5年度 家族旅行村「安心院」施設整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの参加者から提出された各書類について、選定審査会において、以下のとおり審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

参加表明書等提出書類の番号2～番号10を書類審査し、上位から二次審査の対象として5者程度を選定する。

(2) 二次審査（企画提案書等及びプレゼンテーションの審査）

一次審査を通過した者によるプレゼンテーションを行い、その内容及び提出された実施方針、業務工程に係る書類等の内容について選定審査会が選定基準に基づき審査する。

①日時：令和5年7月5日（水）（予定）

②場所：安心院地域複合支所 視聴覚室（宇佐市安心院町下毛2115番地）

③プレゼンテーションの時間：25分程度（準備、プレゼンテーション20分以内、質疑応答5分以内）予定

※実施時間、場所等の詳細は、別途電子メールにより通知する。

3. 受託候補者の選考方法及び得点配分について

(1) 受託候補者の選考

参加者から業務実績等（一次審査）及び実施方針、業務工程に係る書類等（二次審査）の提出を受け、選定基準に基づき審査を行う。

受託候補者等の選考については、以下の評価事項を指標とし、評価点の合計が最も高い者から順に、受託候補者、次順位者として決定する。

① 一次審査（書類審査）

項目		評価事項		配点
一次 審 査 項 目	会社としての実施体制及び地域精通度	実施体制	地域精通度があるか	45
			実施体制 その他の担当技術者の業務経験が豊富であるか	
			実施体制 都市計画部門、PPP・PFI部門、建築部門の分野についてバックアップ体制が示されているか	
			資格 技術者が有している資格について	
	管理技術者の経験及び能力	業務実績	技術者が有している同種業務実績アについて	
			技術者が有している同種業務実績イについて	
			資格 技術者が有している資格について	
	主たる担当技術者（1名）の経験及び能力	業務実績	技術者が有している同種業務実績アについて	
			技術者が有している同種業務実績イについて	

同種業務実績ア. 観光レジャーまたは公園の構想・計画等に関する検討業務実績

同種業務実績イ. 観光レジャーまたは公園整備における官民連携手法に関する検討業務実績

※検討業務実績については、管理技術者・担当技術者として従事した実績を対象とし、照査技術者は対象としない。

① 二次審査（企画提案書等及びプレゼンテーションの審査）

項目		評価事項	配点	
二次 審 査 評 価 項 目	実施方針	本業務のこれまでの経緯と背景、課題、目的が深く理解されているか	50	
		会社としての強みが明確に示され、本業務に活かせることが分かりやすく説明されているか		
		本業務の実施方針が明確に示され、成果に繋がること分かりやすく説明されているか		
	業務工程	仕様書で示した全ての業務内容が網羅され、確実に工期内に成果が収められる妥当な工程計画となっているか		
		工程上のクリティカルパスの時期が明確に示されているか		
		翌年度の予算要求期限や国の補助申請を踏まえた工程計画が作成されているか		
	特定 テーマ	テーマ1 基本構想策定の留意点について		基本構想策定にあたり、受託者側から提案・助言する内容が具体的に示されているか 施設再編のあり方・方向性が具体的に示されており、宇佐市にとって実現性のある提案であるか
		テーマ2 事業手法及び運営方針の検討方法と事業化の実現性について		本事業に官民連携手法を導入するにあたっての支援・検討内容が具体的に示され、適用が可能と考えられる事業手法に具体性があるか その他、施設整備における庁内合意形成、周辺民間施設との連携等について事業化の実現に繋がる提案であるか
	価格	提案価格		5

(2) 最高得点者が2者以上あった場合の受託候補者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、二次審査の合計が上位の者を受託候補者とする。それでも受託候補者が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を決定する。

(3) 評価分類の配点（一次審査、二次審査の配分）

評価の点数については合計100点満点とし、得点配分については下記の通りとする。

評価分類	得点配分
一次審査	45点
二次審査	55点
合計	100点

※二次審査は、各審査委員の平均点とする（小数点以下四捨五入）